

事例3 日本産業パートナーズ株式会社による株式会社コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業株式会社の銅管事業の統合

第1 当事会社

日本産業パートナーズ株式会社（法人番号 8010001094082）（以下「日本産業パートナーズ」という。）は投資業を営む会社である。

株式会社コベルコマテリアル銅管（法人番号 8011101037039）（以下「コベルコマテリアル銅管」という。）は銅管の製造販売業を営む会社である。

古河電気工業株式会社（法人番号 5010001008796）（以下「古河電気工業」という。）は、銅管の製造販売業を営む子会社2社を擁する会社である。

以下、古河電気工業と既に結合関係が形成されている企業の集団を「古河電気工業グループ」という。また、日本産業パートナーズ、コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業グループを併せて「当事会社」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、日本産業パートナーズが出資する会社を通じて、

- ① コベルコマテリアル銅管の株式に係る議決権の50%を超えて、
- ② 銅管の製造販売業を営む古河電気工業の子会社2社のうち、一方の株式に係る議決権の20%を超えて、また、もう一方の株式に係る議決権の50%を超えて、

それぞれ取得することを計画したものである（以下「本件行為」という。）。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

本件行為は、日本産業パートナーズが、コベルコマテリアル銅管と古河電気工業グループの銅管事業を統合するものであるため、以下では、コベルコマテリアル銅管と古河電気工業グループの間に競合関係のある銅管の製造販売業の水平型企業結合について検討する。

第3 一定の取引分野

1 商品範囲

銅管は、銅を主原料とする管であって、他の金属を用いた管に比べて、導電率、熱伝導性、展延性及び耐食性が高いという特徴を有しており、主にエアコンや冷蔵・冷凍機の熱交換器、給湯器等に用いられている。

銅管は、原材料の違いによって純銅管と銅合金管に大別できる。

(1) 需要の代替性

純銅管とは、純度が99.90%以上の銅（純銅）を用いて製造される銅管であり、原材料とする純銅の種類によって、りん脱酸銅管、無酸素銅管等の種類が存在する。

一方、銅合金管とは、銅を主成分として亜鉛やすず等の他の物質を添加することによってできる合金を用いて製造される銅管であり、添加する物質の成分やその比率によって、黄銅管、丹銅管等の種類が存在する。また、銅以外に配合する金属の成分やその比率を変えて耐食性や高強度性を改良した合金を用いて製造される特殊銅合金管が存在する。

需要者は、その特性に応じてこれらの種類の異なる銅管を使い分けていることから、純銅管と銅合金管の間及びそれぞれのうちの各種類の間いずれにおいても、需要の代替性は限定的である。

(2) 供給の代替性

銅管の製造販売業者は、純銅管及び銅合金管について、製造に特殊な設備が必要となる黄銅管を除けば、いずれの種類についても原材料となるビレット（金属片）を第三者から調達するなどして同一の設備で製造することが可能である。そのため、黄銅管を除けば、各種の純銅管及び銅合金管の間の供給の代替性は認められる。

(3) 小括

以上のことから、「黄銅管」と「純銅管及び銅合金管（黄銅管以外）」はそれぞれ異なる商品範囲を構成し、本件審査においては、コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業グループが製造販売する「純銅管及び銅合金管（黄銅管以外）」を商品範囲として画定した。以下では、「純銅管及び銅合金管（黄銅管以外）」を「銅管（黄銅管以外）」という。

2 地理的範囲

銅管（黄銅管以外）は、日本国内の輸送に関し、輸送の難易性や輸送の費用の点から制約があるわけではなく、当事会社及び競争事業者は日本全国において販売を行っており、地域によって販売価格が異なるといった事情は認められない。

したがって、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第4 本件行為が競争に与える影響

コベルコマテリアル銅管及び古河電気工業グループがいずれも日本全国において銅管（黄銅管以外）の製造販売業を営んでいることから、本件行為は、水平型企业結合に該当する。

1 単独行動による競争の実質的制限

(1) 当事会社の地位及び競争事業者の状況

銅管（黄銅管以外）の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約4、

000, HHIの増分は約500であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成30年度における銅管（黄銅管以外）の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	コベルコマテリアル銅管	約45%
2	A社	約35%
3	古河電気工業グループ	約5%
	輸入	約15%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		

本件行為後も有力な競争事業者として、一定程度の供給余力を有する市場シェア約35%のA社が存在しており、競争事業者からの競争圧力が認められる。

加えて、古河電気工業グループは、平成23年度末に生産規模を縮小して、付加価値の高い特殊な用途向け製品の製造販売に特化しよう方針転換しているため、当事会社間の競合の程度は限定的である。

(2) 輸入

銅管の販売価格は、国内品も輸入品も同様に「銅地金価格＋ロールマージン（加工賃）」によって決定されている。

このうち、銅地金価格については、国際指標に基づいて国内指標が決定されるため、国内品と輸入品で大きな差はない。他方、ロールマージンについては、輸入品は国内品よりも2割程度安いものの、輸入に当たっては、輸送費との関係で購入ロット数を多くする必要があること、品質管理への迅速な対応が困難であることなどを総合的に勘案すると、輸入品と国内品の販売価格の間に大きな差異は認められない。

実際に、需要者は国内の銅管（黄銅管以外）の製造販売業者に対する価格引上げに対する牽制力として輸入品を取り扱っている又は取扱いを検討しており、前記(1)のとおり、輸入品は銅管（黄銅管以外）市場の約15%のシェアを占めていることから、輸入圧力が認められる。

(3) 参入

国内の銅管（黄銅管以外）市場においては、事業撤退によって競争単位が減少している。そのため、参入圧力は認められない。

(4) 隣接市場からの競争圧力

アルミ管、ステンレス管及び鉄管が銅管（黄銅管以外）の代替品として使用されている場合がある。

しかし、最終需要者であるエアコンメーカー等にとって、アルミやステンレスは銅よりも地金価格は安いですが、最終製品の製造における加工の困難性が伴うこと、代替素材を用いた最終製品の製造設備を一から用意するには多大な時間と費用を要すること等から、総合的にみると銅管を購入する場合よりもコストメリットが低く、限定的な使用にとどまっている。

このため、隣接市場からの競争圧力は限定的である。

(5) 需要者からの競争圧力

銅管（黄銅管以外）の需要者であるエアコンメーカー等は最終製品市場において活発に価格競争を行っており、銅管（黄銅管以外）を含めた原材料の価格の低減に関し強いインセンティブを有している。このため、国内外の銅管（黄銅管以外）の製造販売業者から複数購買した上で、銅管（黄銅管以外）の製造販売業者からの提示価格に応じて購入数量の割合を変動させたり、調達先を切り替えたりすることによって、銅管（黄銅管以外）の調達金額の低減を図っている。

したがって、需要者からの競争圧力が一定程度認められる。

(6) 小括

以上のことから、当事会社間の競合の程度が限定的であること、競争事業者からの競争圧力及び輸入圧力が認められること、需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、単独行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

2 協調的行動による競争の実質的制限

前記 1 (1) のとおり、古河電気工業グループは、付加価値の高い特殊な用途向け製品の製造販売に特化するよう方針転換しているために当事会社間の競合の程度が限定的であり、我が国の需要者や競争事業者も、銅管（黄銅管以外）の取引において、古河電気工業グループの製品が市場における競争を促していたとは認識しておらず、本件行為後もその状況に変わりはない。

また、前記 1 (2) のとおり輸入圧力が認められ、同 (5) のとおり需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、それぞれ協調的行動に対する牽制力が働いていると認められる。

したがって、本件行為により、国内の銅管（黄銅管以外）の製造販売業者の協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

とはならないと認められる。

第5 経済分析

本件審査においては、銅管（黄銅管以外）と黄銅管を同一の取引分野とみなし得るか否か、銅管（黄銅管以外）の製造販売業者間の国内における競合状況は需要者や競争事業者の認識と一致しているか否か、輸入品が競争圧力となり得るか否か¹という観点から、公表データや当事会社の販売実績データ等を用いて価格相関分析を行った。価格相関分析を行うに当たっては、銅管価格をそのまま用いると、銅地金価格という各製品共通の価格変動要因によって相関係数の値が極めて高くなる「見せかけの相関」と呼ばれる現象が生じる可能性が高いことから、銅管価格から銅地金価格を取り除いたロールマージンを用いて相関分析を行った²。

まず、経済産業省が公表する生産動態統計から取得可能なデータ、JX金属株式会社が公表する国内電気銅建値等を用いて計算した、銅管（黄銅管以外）³及び黄銅管に係るロールマージンの相関分析を行った。その結果、相関係数は0.1785と低い値となり、銅管（黄銅管以外）と黄銅管の間の供給の代替性は低いという、前記第4の1(2)の定性的な分析結果を裏付ける結果が得られた。

続いて、当事会社から取得した銅管（黄銅管以外）の販売実績データ等を用いて、銅管（黄銅管以外）の製造販売業者の主要製品間に係るロールマージンの相関分析を行った。その結果、コベルコマテリアル銅管とA社のロールマージンの相関係数は0.8730と極めて高くなった一方で、コベルコマテリアル銅管と古河電気工業及びA社と古河電気工業のロールマージンの相関係数はそれぞれ0.3298、0.3397と相対的に低い値にとどまった。これは前記第4の2記載の古河電気工業グループの製品が市場における競争を促していないという需要者等の認識とある程度は整合的な結果といえる。

また、当該販売実績データ、財務省が公表する貿易統計による中国から輸

¹ なお、「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証」（平成28年6月28日公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書）において、平成25年の古河スカイ（株）と住友軽金属工業（株）の合併（以下「平成25年統合」という。）に関する企業結合審査の事後評価が行われており、公表データを用いた分析により、輸入圧力を評価し得る旨の結果が報告されている（ただし、同共同研究においては、平成25年統合以降の銅管〔黄銅管以外〕の国内製造販売業者による東南アジアの自社工場からの輸入増大の影響等が踏まえられていない。

² 「見せかけの相関」を取り除くほかの方法としては、銅管価格を銅地金価格に回帰させることを通じて得た残差を用いる手法があるところ、当該手法を用いてもおおむね同じ結果が得られた。

³ 生産動態統計における「銅製品 管」という品目を用いたところ、この中に黄銅管以外の銅合金管は含まれている。

入された銅管（黄銅管以外）⁴のデータ等を用いて、主要な国内品と輸入品に係るロールマージンの相関分析を行った⁵。その結果、データが得られた2015年以降のうち、2017年1月以降に期間を限定すれば、統計的に有意な結果が得られ、特にコベルコマテリアル銅管と輸入品及びA社と輸入品について、相関係数はそれぞれ0.4731、0.3494となり、一定程度の高さになった。そのため、データの制約から限定的な評価が必要ではあるものの、輸入品の競争圧力が一定程度は認められ得ることが示唆された。

以上のことから、経済分析からも定性的分析を一定程度裏付ける結果が得られた。

第6 結論

本件行為により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

⁴ 中国からの銅管（黄銅管以外）にデータを限定した理由としては、①銅管（黄銅管以外）の国内の製造販売業者の中には東南アジアの自社工場から国内向けに輸入をしている者もあり、貿易統計のうち全世界からの輸入を用いると、国内の銅管製造販売業者による東南アジアの自社工場からの国内向け輸入がデータに含まれてしまい輸入圧力を評価するのに適切ではないこと及び②銅管（黄銅管以外）の需要者は輸入に当たって主に中国から購入していることが挙げられる。

⁵ 銅管（黄銅管以外）の製造販売業者は、銅建値の変動をリスクヘッジして銅地金を調達しているところ、本分析のロールマージンの計算に当たっては、JX金属株式会社が公表する国内電気銅建値ではなく当事会社的一方から提出されたデータに含まれていたリスクヘッジ後の銅地金価格を用いた。